

福岡アジアマンス委員会

(順不同／敬称略)

※平成24年7月9日福岡アジアマンス委員会開催時

| | | |
|---------|--------------|----------------------------|
| 名 誉 会 長 | 高 島 宗 一 郎 | 福岡市長 |
| 顧 問 | 小 川 洋 | 福岡県知事 |
| | 趙 廷 元 | 駐福岡大韓民国総領事館 総領事 |
| | 李 天 然 | 中華人民共和国駐福岡総領事館 総領事 |
| | ウェンディ・ホルデンソン | 福岡オーストラリア総領事館 総領事 |
| | ジェイソン・R・クーパス | 在福岡アメリカ領事館 首席領事 |
| 会 長 | 末 吉 紀 雄 | 福岡商工会議所 会頭 |
| 副 会 長 | 有 川 節 夫 | 九州大学 総長 |
| | 鎌 田 迪 貞 | 公益財団法人よかトビア記念国際財団 理事長 |
| | 森 英 鷹 | 福岡市議会議長 |
| | 川 崎 隆 生 | 株式会社西日本新聞社 代表取締役社長 |
| | 佃 亮 二 | 財団法人福岡国際交流協会 理事長 |
| 監 事 | 中 尾 和 穂 | 公益財団法人福岡觀光コンベンションビューロー 副会長 |
| | 角 川 敏 行 | 社団法人博多港振興協会 会長 |
| 委 員 | 鄭 辰 淳 | 韓国觀光公社 福岡支社長 |
| | 永 守 良 孝 | RKB毎日放送株式会社 代表取締役社長 |
| | 唐 池 恒 二 | 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| | 宇 田 川 宣 人 | 福岡文化連盟 副理事長 |
| | 大 石 修 二 | 福岡市議会副議長 |
| | 大 塚 基 博 | 在福岡マレーシア国領事館 名誉総領事 |
| | 田 中 優 次 | 西部ガス株式会社 代表取締役社長 |
| | 福 田 知 | 株式会社福岡銀行 取締役常務執行役員 |
| | 岩 松 城 | 株式会社毎日新聞社西部本社 編集局長 |
| | 河 部 浩 幸 | 株式会社九電工 代表取締役会長 |
| | 井 川 隆 明 | 株式会社読売新聞西部本社 取締役編集局長 |
| | 上 田 憲 幸 | 特定非営利活動法人福岡市レクリエーション協会 会長 |
| | 久 保 政 史 | インターローカルメディア株式会社 代表取締役 |
| | 新 藤 恒 男 | 公益財団法人西日本国際財団 理事長 |
| | 瀧 田 喜 代 三 | 博多祇園山笠振興会 会長 |

| | | |
|-----|--------------|------------------------------------|
| 委 員 | 小 早 川 明 徳 | 福岡県中小企業経営者協会連合会 特命代表 |
| | 武 内 健 二 | KBC九州朝日放送株式会社 代表取締役社長 |
| | 閔 口 尚 之 | 株式会社日本経済新聞社 常務執行役員西部支社代表 |
| | 山 本 盤 男 | 九州産業大学 学長 |
| | 四 島 司 | 公益財団法人福岡文化財団 理事長 |
| | 末 永 直 行 | 福岡国際関係団体連絡会(FUKU-NET) 会長 |
| | 山 岡 三 重 子 | 福岡市七区男女共同参画協議会 西区代表 |
| | 荒 畑 稔 | 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)福岡貿易情報センター 所長 |
| | 野 審 武 秀 | ラブエフエム国際放送株式会社 代表取締役社長 |
| | 武 田 正 義 | 建築家(元ブータン・プロジェクト'89代表) |
| | 寺 崎 一 雄 | 株式会社TNCテレビ西日本 代表取締役社長 |
| | ボンプラバー・ロースワン | タイ国政府観光庁福岡事務所 所長 |
| | 稗 田 慶 子 | 社団法人福岡国際ミズの会 会長 |
| | 竹 島 和 幸 | 西日本鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| | 山 崎 一 樹 | 福岡市副市長 |
| | 並 田 正 一 | 社団法人福岡貿易会 会長 |
| | 宮 川 政 明 | 株式会社朝日新聞社 西部本社代表 |
| | 酒 井 武 | 株式会社FBS福岡放送 代表取締役社長 |
| | 榎 原 利 秀 | 福岡県信用農業協同組合連合会 代表理事 理事長 |
| | 佐 々 木 克 | 株式会社エフエム福岡 代表取締役 |
| | 河 西 敬 一 | 株式会社TVQ九州放送 代表取締役社長 |
| | 正 木 計 太 郎 | 福岡市商店街百貨店量販店連盟 会長 |
| | 瓜 生 道 明 | 九州電力株式会社 代表取締役社長 |
| | 河 部 浩 幸 | 財団法人福岡市体育協会 会長 |
| | 田 口 五 朗 | NHK日本放送協会福岡放送局 局長 |
| | 末 松 大 和 | 社団法人福岡青年会議所 理事長 |
| | G. W. バークレー | 西南学院大学 学長 |
| | 衛 藤 卓 也 | 福岡大学 学長 |

「福岡アジアマンス委員会」設置要綱

(目 的)

第 1 条 福岡アジアマンス委員会(以下「委員会」という。)は、市民のアジアに対する理解を深め、友好交流関係をより一層進めていくために、アジアの文化、芸術、学術を中心とした国際的な幅広いイベントを集中的に展開する「福岡アジアマンス」を推進することを目的とする。

(事 業)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 (1)福岡アジアマンスの事業推進に関すること。
 (2)福岡アジアマンスの広報宣伝事業に関すること。
 (3)その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第 3 条 委員会は、福岡アジアマンス事業に協賛・賛同する者で委員会の承認を得た者をもって組織する。

(役 員)

第 4 条 委員会に次の役員を置く。
 (1)会長 1名
 (2)副会長 若干名
 (3)監事 2名

(役員選任)

第 5 条 会長は、委員が互選する。
 2 副会長及び監事は、会長が委員会の同意を得て選任する。

(職 務)

第 6 条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。
 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任 期)

第 7 条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の役員の任期とする。
 2 役員は、再選されることができる。

(そ の 他 の 役 員)

第 8 条 委員会に名誉会長、顧問を置くことができる。

(実 行 委 員 会)

第 9 条 委員会の円滑なる事業推進を図るため、委員会の承認を得て実行委員会を置くことができる。

(会 議)

第 10 条 委員会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

(議 決)

第 11 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(経 費)

第 12 条 委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
 2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事 務 局)

第 13 条 委員会の事務局は、当分の間、福岡市経済観光文化局に置く。

(雜 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 1 この要綱は、平成2年7月16日から施行する。

2 設置当初の委員は、別表のとおりとする。

附 則 この要綱は、平成3年6月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。